(目的)

- 第1条 この要綱は、積極的な事業活動を実施する市内の中小企業者に対し、 その事業に要する費用の一部を補助することにより、各分野における事業 者の競争力を強化し、産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とし、 その補助金の交付に関しては、浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業 補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項 に掲げる者をいう。
 - (2) 産業財産権 知的財産基本法 (平成 14 年法律第 122 号) 第 2 条第 2 項 に規定する知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権 をいう。
 - (3) HACCP 食品の製造及び加工の工程のあらゆる段階で発生する おそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づ いて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品 を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視す ることにより製品の安全を確保する衛生管理の手法をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者(市税を滞納している者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者及び宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体を除く。以下「対象企業」という。)とする。

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲 げるとおりとする。
 - (1) 商品研究開発事業 新商品の開発又は既存商品の改良を行う事業

- (2) 産業財産権取得事業 事業化を目的として産業財産権を取得する事業
- (3) HACCP等施設整備事業 HACCP等の衛生管理の取組に必要となる機械、装置、器具及び備品(以下「機械等」という。)の整備を行う事業
- (4) 展示会等出展事業 販路開拓を目的とした展示会等への出展を行う事業
- (5) 新型感染症対策事業 新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止 対策を行い、従業員、代表者、役員、顧客の衛生環境の改善・向上が図 られる設備等の整備を行う事業
- (6) 労働生産性向上事業 労働生産性向上を目的とした機械等の整備を行う事業
- (7) 人材育成事業 事業活動に係る資格若しくは技能又は技術力等の向上に資する事業
- (8) 連携等プロジェクト事業 複数の中小企業者等で構成するグループの連携、共同化又は協業化に 資する事業
- 2 前項の事業は、1対象企業当たり1年度につき1補助対象支援事業に限 り行うことができる。

(補助金額等)

第5条 補助対象事業の対象経費、金額及び上限額は、別表のとおりとし、 補助金額の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会頭が別に定める期日までに、会頭に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 市税完納証明書

(交付決定)

第7条 会頭は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交

付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。 (実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を 経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに活力あるも の・ひとづくり支援事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書 類を添えて、会頭に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 収支を証する書類の写し

(交付額の確定等)

第9条 会頭は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求等)

- 第 10 条 補助金は、補助事業者が当該補助対象事業を完了した後において 交付する。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付請求書(様式第5号)に会頭が必要と認める書類を添えて、会頭に提出しなければならない。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会頭が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 - この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 - この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 - この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 - この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象支援	支援対象経費	支援金額	支援限度
事業			額
商品研究開発	研究開発費用(原材料費、機械	支援対象経	30 万円
事業	等装置費、外注費、技術指導受	費の 1/2 以	
	入費及び共同研究費に限	内の額(小	
	る。)、市場動向調査費用(専門	規模事業者	
	家謝金、旅費及び委託費に限	が行う場合	
	る。)、デザイン購入費	について	
産業財産権取	専門家委託費、出願費用、先行	は、支援対	20 万円
得事業	技術調査費、特許料及び登録	象経費の	
	料	2/3 以内の	
HACCP等	機械等装置費、備品購入費、専	額)	30 万円
施設整備事業	門家委託費、設計費、工事費、		
	運搬費及び審査登録料		
展示会等出展	出展料、物品リース料、外注		20 万円
事業	費、旅費及び運搬費		
新型感染症対	機械等装置費、備品購入費、設		10 万円
策事業	計費、工事費及び運搬費		
労働生産性向	機械等装置費、備品購入費、設		30 万円
上事業	計費、工事費及び運搬費		
人材育成事業	受験料、研修等受講料及び旅		10 万円
	費		
連携等プロジ	専門家派遣費用(謝金及び旅		20 万円
ェクト事業	費に限る。)、新聞図書費、印		
	刷製本費、会場使用料、視察費		
	用(謝金及び旅費に限る。)及		
	び登記費用		

備考

- 1 対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- 2 対象経費は、当該経費に対し他の補助金等の交付を受けている場合 は、当該他の補助金等の交付に係る補助対象経費の額を除いた部分に 限るものとする。

- 3 金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額と する。
- 4 この表において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者をいう。
- 5 原則として補助金交付決定以前に着手した経費は補助対象外とする。ただし、販路開拓事業、人材育成事業に係る申請期限等のやむを得ない理由から補助金交付決定前に事業着手し、事業着手直後の審査会までに申請した場合、その経費も補助対象とする。

(3) 市税完納証明書

(4) 見積書等

年 月 日

浜田商工会議所会頭 様

申請者所在地名称代表者名

本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付申請書

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金の交付を受けたいので、下記の とおり浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第 6条第1項の規定により申請します。

記

1	補助対象事業 (該当する項目の□にレ印を記入してください。)				
	□ 商品和	研究開発事業		産業財産権取得事業	
	□ HA	CCP等施設整備事業		展示会等出展事業	
	□ 新型/	感染症対策事業		労働生産性向上事業	
	□ 人材	育成事業		連携等プロジェクト事業	
2	事業名称((30 文字以内で記入して	こください	,)	
3	補助対象経	費 (税抜)	円		
4	事業費の総	額	円		
5	補助金交付	申請額	円		
6	添付書類				
	(1) 事業計画	書			
	(2) 収支予算	書			

 浜商発第
 号

 年
 月

様

浜田商工会議所会頭

印

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定(却下)しましたので、浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付金額 円
- 3 交付時期
- 4 交付条件

(却下理由)

年 月 日

浜田商工会議所会頭 様

所在地 名称 代表者名

本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。

活力あるもの・ひとづくり支援事業実績報告書

年 月 日付け浜商発 第 号をもって交付決定のあった 活力あるもの・ひとづくり支援事業の実績について、下記のとおり浜田商工 会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定によ り報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助対象経費決算額(税抜) 円
- 4 事業費決算額 円
- 5 補助金の交付決定通知額 円
- 6 補助金の既交付額 円
- 7 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 収支を証する書類の写し

 浜商発第
 号

 年
 月

様

浜田商工会議所会頭 印

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の交付決定通知額 円
- 3 補助事業の対象経費の精算額 円
- 4 補助金の交付確定額 円 (交付決定通知額) ー (交付確定額) 円

活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付請求書

_	金							円
---	---	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜商発 第 号をもって交付決定 通知 (確定通知) のあった補助金

内	既交付額	円
	今回請求額	円
訳	未交付額	円

浜田商工会議所活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金交付要綱第 10 条 第 2 項の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田商工会議所会頭 様

所在地 名称

代表者名

本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名	
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口 座 番 号	
口座名義人	フリガナ